資料3

吹田市地域自立支援協議会の概要

福祉部障がい福祉室

地域自立支援協議会の役割（障害者総合支援法に位置付け）

■目的（設置要領第1条）

　障がい者等 が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、 支援体制 等に関する諸課題について 、地域の障がい福祉関係機関 等が 協議・協働することで、障がい者等への包括的な支援ネットワークの充実を図ること

■所管事項 （設置要領第2条）

- 地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること
- 地域の関係機関等の連携強化、包括的なネットワーク体制の構築に関すること
- 障がい者相談支援事業の事業運営に関する評価・活動等に関すること
- 障がい福祉サービス事業所等の運営及び活動等に関すること
- その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

障がい者計画・障がい者支援プラン（障がい福祉（障がい児福祉）計画）

基本理念：住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田（第4期障がい者計画で設定）

吹田市総合計画

第4次総合計画（基本計画改訂版は2024－2028）
位置づけ：大綱3　福祉・健康
　政策2　障がい者の暮らしを支えるまちづくり

吹田市障がい者計画

療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画

第4期吹田市障がい者計画
計画期間：　平成28年度（2016年度）～令和8年度（2026年度）
根拠法：　障害者基本法第11条第3項
施策の展開：
（1）日々の暮らしの基盤づくり
（2）社会参画へ向けた自立の基盤づくり
（3）住みよい環境の基盤づくり

吹田市障がい者支援プラン

吹田市障がい福祉計画

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

吹田市障がい児福祉計画

障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

第7期吹田市障がい福祉計画（障がい者支援プラン）
計画期間：
　令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）
根拠法：　障害者総合支援法第88条第1項
成果目標：
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
（3）地域生活支援の充実
（4）福祉施設から一般就労への移行等
（5）相談支援体制の充実・強化等
（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい者支援プラン(第7期障がい福祉計画)における地域自立支援協議会の位置づけ

障がい者支援プラン（第７期障がい福祉計画）p.63-65　成果目標（５）相談支援体制の充実・強化等

目　標：
　個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の連携強化を図るとともに、地域課題の解決のために
　必要な協議会の体制を確保する。

達成に向けた取組：
・地域自立支援協議会の地域会議等における個別事例等の検討を通じ、課題を抽出し、社会資源の現状
　分析や評価等から改善策を検討します。また、情報共有や相互連携に取り組みます。
・地域自立支援協議会の全体会議において障がい者等への支援体制等に関する課題について協議し、
　包括的なネットワーク体制の充実を図ります。
・障がいのある人が自らの経験等を生かし、同じ障がいのある人の相談相手となり、社会参加や地域
　での交流等を支援する「ピアサポート」の取組を進めます。

活動指標（令和８年度（2026年度））：
・地域会議の実施回数　（１０回/年）
・地域会議における参加事業所・機関数　（１００社/年）
・協議会の専門部会の設置　（２部会）
・専門部会の実施回数　（３回/年）
・ピアサポートの取組について協議会での協議回数　（１回/年）

地域自立支援協議会　概要図

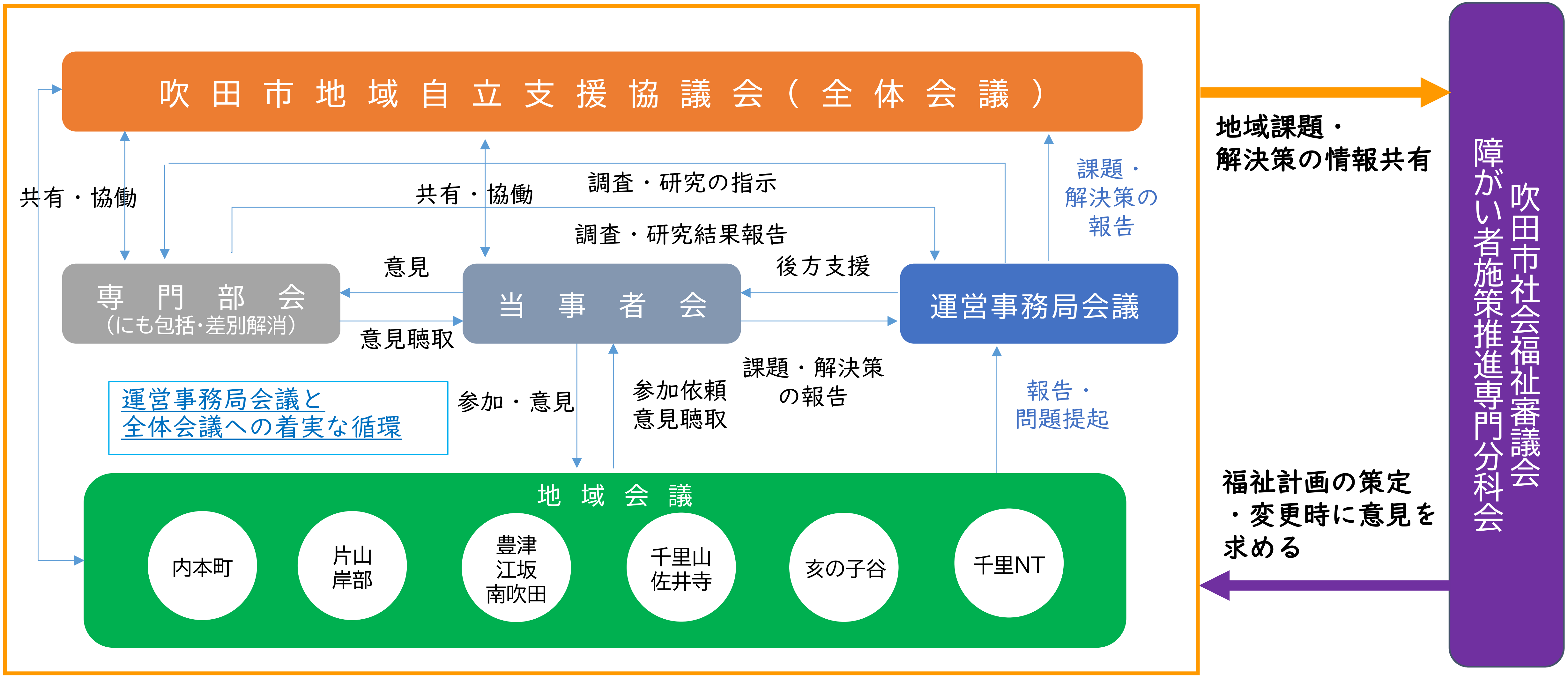

これまでの地域自立支援協議会での成果例

通学支援を制度化（令和7年4月）

どんな事業？

一人で外出することが難しい障がい児の登下校の際に、移動の介助や身の回りの支援を行うサービス。地域生活支援事業の移動支援事業において実施し、社会参加や余暇を目的とした外出と合わせて支給決定を行う。

地域自立支援協議会全体会議でこんな提案・ご意見をいただきました

協議回の開催年度	主な提案・意見
平成28年度（2016年度）第1回	・ひとり親世帯かつ非課税世帯で就労が必要な家庭等への対象拡大 ・臨時的な対応ではなく、保護者による送迎実施が困難な方が広く利用できるようにしてほしい
平成29年度（2017年度）第2回	・医療的ケアを伴う児童の通学支援について、福祉タクシーの活用やヘルパーの確保が必要 ・福祉部門が中心となり、制度化の実現をしてほしい

その後、令和元年度に、制度化を試みましたが、実現しませんでした。
それから6年、いただいたご意見ももとに事務局内で検討を重ね、令和7年4月、ついに制度化に至りました！

障がい者相談支援センターの整備（平成31年4月に6か所開設）

どんな事業？

・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言・課題整理、障がい福祉サービスの利用支援等を行う。
・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助を行う。
・関係機関との連携により、地域の潜在的要支援者の把握に努め、早期支援に繋げる。

地域自立支援協議会全体会議でこんなご意見をいただきました

協議回の開催年度	主な意見
平成30年度（2018年度）第1回	・どこの地域でも精神障がいの方が相談できる体制を作ってほしい ・障がい者の立場に立ち、ニーズに沿った対応をしてほしい
第2回	・地域の中でも存在感を明らかにしてほしい ・計画相談支援事業所をどう育成していくかが大きな課題 ・6か所設置することにより地域に根差した支援をしてほしい

いただいたご意見を仕様書に反映し、平成31年4月から市内6か所で委託により障がい者相談支援センターを開設しています！
令和6年度から委託2期目に入り、今年度は市が行った評価について協議会で報告予定です。

前回の全体会議でいただいた意見を基に、現在取り組んでいること

障がい者・児のための防災ハンドブック

委員からの意見・質問	その後の活動・対応・回答
ダウンロードできるようにしてほしい。	議題5　障がい者・児のための防災ハンドブック（当事者会作成）にて説明
ハンドブックは紙媒体で周知した方がよい。もっと印刷して部数を増やした方がよい。	
作業所やグループホーム、訪問看護事業所の利用者へも配付や周知を。	
視覚障がいの方へのハンドブック内容の普及はどのようにするか。	
精神障がいの方の薬歴が分かるシート等があればよい。	
高齢分野の地域ケア会議でも紹介させていただきたい。	
家具転倒防止器具のチラシをハンドブックと一緒に広報してはどうか。	

にも包括について

委員からの意見・質問	その後の活動・対応・回答
退院後に地域生活を送る場所としては具体的にどこがあるのか。	クループホームや福祉型マンションなどに居所を構え、福祉サービスを利用しながら生活を送られることが多い。

自立支援協議会全体について

委員からの意見・質問	その後の活動・対応・回答
令和7年度から重層的支援体制整備事業が始まるため、福祉総務室も地域自立支援協議会に何らか関与してもらったらよいのでは。	令和7年度から、地域自立支援協議会全体会議の委員に福祉総務室の職員を追加。
開催時間を午前、午後と開く時間を交互にしてほしい。	事務局において、検討中。
「輪島だより」の資料データが欲しい。	市ホームページにて公開しています。
インクルーシブ教育についての状況を取り上げてほしい。	事務局において、検討中。